

2023年3月1日

内閣府「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（案）」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会

被災状況の情報は、被災地住民からのニーズはもちろんのこと、被災地外の人々にとっても知人等の状況を知らせるとともに、自ら住む地域の防災・減災について考えさせる材料にもなり、公共的な関心の対象である。また、被災者の実名が伏せられることは、被災の具体的状況とその教訓をめぐる報道活動を困難にする結果、災害の風化を早め、防災・減災に関する国民の意識を弱めることにもつながる。このため、国民の知る権利に応え、被害に遭われた方の実名を含む重要な事実を迅速・正確に報じることは、報道機関の重要な役割である。さらに、SNS等を通じた偽情報やデマの拡散が社会問題化している中、正確な情報を流通させる重要性は否応なく高まっている。

この観点から当協会がかねて、災害時における人的被害については、行政機関が氏名、住所、年齢などを含む詳細を報道機関に速やかに発表すべきであり、自治体によって対応が分かれてきた点を踏まえ、政府においても報道の役割を十分に理解し、自治体が報道機関に迅速・詳細な情報提供を行うことを促す措置をとるよう要望してきた。

「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（案）」（以下、指針案）は、安否不明者の氏名等に関し、自治体は救助活動に資する場合は家族の同意なく公表することが可能であるとの法解釈を明確に示した。安否不明者をめぐる情報流通が不十分なまま救助活動が遅れ、人命が失われる損失は計り知れず、こうした指針案の記述は評価できる。指針に沿った対応を自治体に強く呼びかけ、迅速な公表を通じて救助活動のスピードアップを図るよう求める。合わせて、住民基本台帳の閲覧制限など指針案が挙げる諸条件によって氏名公表がいたずらに遅れることのないよう、自治体に対し十分な備えを講じるよう徹底してほしい。

一方、今回の指針案は死者の情報については、個人情報の定義の範囲外であることから取り扱わないこととした。また、安否情報が明らかな場合や救助の可能性がない場合については、個人情報を提供する特別な理由が認められない可能性があることを留意点に挙げた。しかし、これらの情報も公共的な関心事であり、公表の有無が引き続き各自治体の判断に委ねられれば、国民に資する情報流通が阻害されかねない結果となることを危惧する。指針案はもっぱら災害対応における個人情報保護法順守の観点から記述されているが、公共的な情報流通の価値を踏まえ、人的被害についても報道機関に対して迅速・詳細な情報提供が行われるよう、貴府においてはさらに取り組みを進めるよう求める。

事例8（避難者の無事をコミュニティFMで周知）に関し、指針案は「民間放送事業者は第

三者への提供（放送）に当たって、原則本人同意が必要」（個人情報保護法 27 条 1 項）と記述したうえで、避難者が避難所に入るタイミングで、民間放送事業者が行う同意取得を自治体が代行するという解決策を示している。

しかし、放送局が避難者情報を放送することは一般的に報道活動であり、報道適用除外（同法 57 条 1 項 1 号）により、27 条を含む事業者規制の適用は受けないと考えられる。また、災害対策基本法 49 条の 2 に基づく協定や、57 条に定める放送要請に該当するという前提で記載したのだとしても、事例が適用要件をどのように満たしているのか、またその場合はなぜ報道活動に該当しないと考えられるのかは明らかにされておらず、放送局に限らず新聞を含むメディア全般に関して、避難者の掲載等は報道適用除外の対象にならないとの誤解を与えかねない表現になっている。

本事例は前提が整理されないまま記載されており、このまま指針案に掲載されることに当協会としては強い疑問がある。掲載するのであれば、再検討のうえ改めてパブリックコメントを行うよう求める。

以 上